

環境活動レポート

令和6年度

ご挨拶

地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らす地域もその例外ではありません。近年、温室効果ガス削減や天然資源の枯渇などについては特に重要視されています。企業経営するうえで、資源エネルギーを効率良く利用する努力や、大量消費・大量廃棄型の経済活動や社会様式の見直しが課題となっております。

私たちは地域住民の理解が得られる産業廃棄物処理業者として、高い信頼・安全性を追求して地球環境保全に貢献します。

掲載

株式会社エース・クリーン

〒090-0001 北海道北見市小泉761番地12

TEL (0157) 22-0700 FAX (0157) 22-0730

対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

発行日

令和7年4月22日

社長	専務	常務	常務

目 次

1. 会社概要	3
2. H E S : 産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容	5
(環境改善活動の取組体制)	26
3. 環境に関する基本方針	27
4. 環境目的・目標	28
5. 環境活動計画	30
6. 環境目標の実績	32
7. 環境改善活動の評価、今後の課題	33
8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項	34
9. 代表者の見直し評価	35

1. 会社概要

- 会社名：株式会社エース・クリーン
本社：北海道北見市小泉761番地12
- 代表取締役：中井 真太郎
- 事業内容：水処理施設の維持管理業
公共下水道の清掃及び維持管理業
道路及び側溝の清掃維持管理業
産業廃棄物の収集運搬及び処理業（相互認証対象）
一般廃棄物の収集・運搬業
- 資本金：2,000万円
- 売上：939,844,996円
- 役員数：70名（役員6名、職員64名（うち、嘱託職員4名））
- 敷地面積：25,903m²
- 延床面積：3,433.23m²
- 沿革：
昭和51年 2月 北見市に株式会社エース・クリーン設立、廃棄物収集運搬開始
昭和55年10月 資本金400万円に増資
昭和55年12月 資本金1,000万円に増資
平成9年 3月 中間処理施設開設
平成9年 5月 管理型最終処分場開設
平成11年 8月 肥料製造施設開設
平成12年 4月 札幌支店開設
平成13年 5月 廃プラスチック類の減容施設開設
平成14年 2月 汚泥等の炭化施設開設
平成14年 3月 資本金2,000万円に増資
平成17年 7月 札幌支店閉鎖
平成19年 1月 東京支店開設
平成19年 4月 事業の一部廃止届出（埋立（燃殻）の削除）
平成20年 5月 事業の一部廃止届出（埋立（汚泥））、炭化（汚泥、木くず、動植物性残渣、動物のふん尿）の削除。）天日乾燥施設の開設
平成22年11月 HES産業廃棄物処理業者用システム規格 認証登録
平成22年11月 エコアクション21相互認証
平成23年 1月 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合（産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業）
平成23年12月 優良産廃処理業者に係る基準適合
平成24年 4月 特別管理産業廃棄物収集運搬業開始
平成28年11月 木質飼料製造施設開設
令和元年 8月 東京支店廃止
令和3年 4月 事業の一部廃止届出（肥料の製造（動物のふん尿）の削除）

令和 4年 2月 特別産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合
(特別産業廃棄物収集運搬業)

令和 6年 5月 事業の一部廃止 (減容 (廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。))
保管場所の削除。)

HE S認証取得範囲：全事業（木質飼料製造を除く）、全事業所、全従業員
EA21相互認証範囲：産業廃棄物の収集運搬及び中間処理

2.HES：産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容

(1) 事業規模

①収集運搬業

・運搬車両の種類と台数

車両型式	最大積載量	台数	運搬品目
清掃車	7,800 kg	1台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物を含むもの等)
清掃車	9,120 kg	1台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物を含むもの等)
清掃車	8,600 kg	1台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物を含むもの等)
ダンプ	6,700 kg	1台	動物のふん尿、木くず、動植物残さ、金属くず、がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	2,000 kg	1台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	1,750 kg	1台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	3,400 kg	1台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	1,550 kg	1台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	350 kg	1台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
バン	1,000 kg	1台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	12,800 kg	1台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物を含む
塵芥車	3,750 kg	1台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ

塵芥車	4,000 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,400 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,850 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,950 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ

・保管容器の用途と容量

運搬容器等の名称	用途	容量
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	200
フレキシブル コンテナバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、 石綿含有産業廃棄物の運搬	1 m ³
鉄製ペール缶	汚泥の運搬	200
IBC 容器	廃酸、廃アルカリの運搬	1,050 ℥
廃蛍光灯回収プラダン箱	水銀使用製品産業廃棄物の運搬	105ℓ

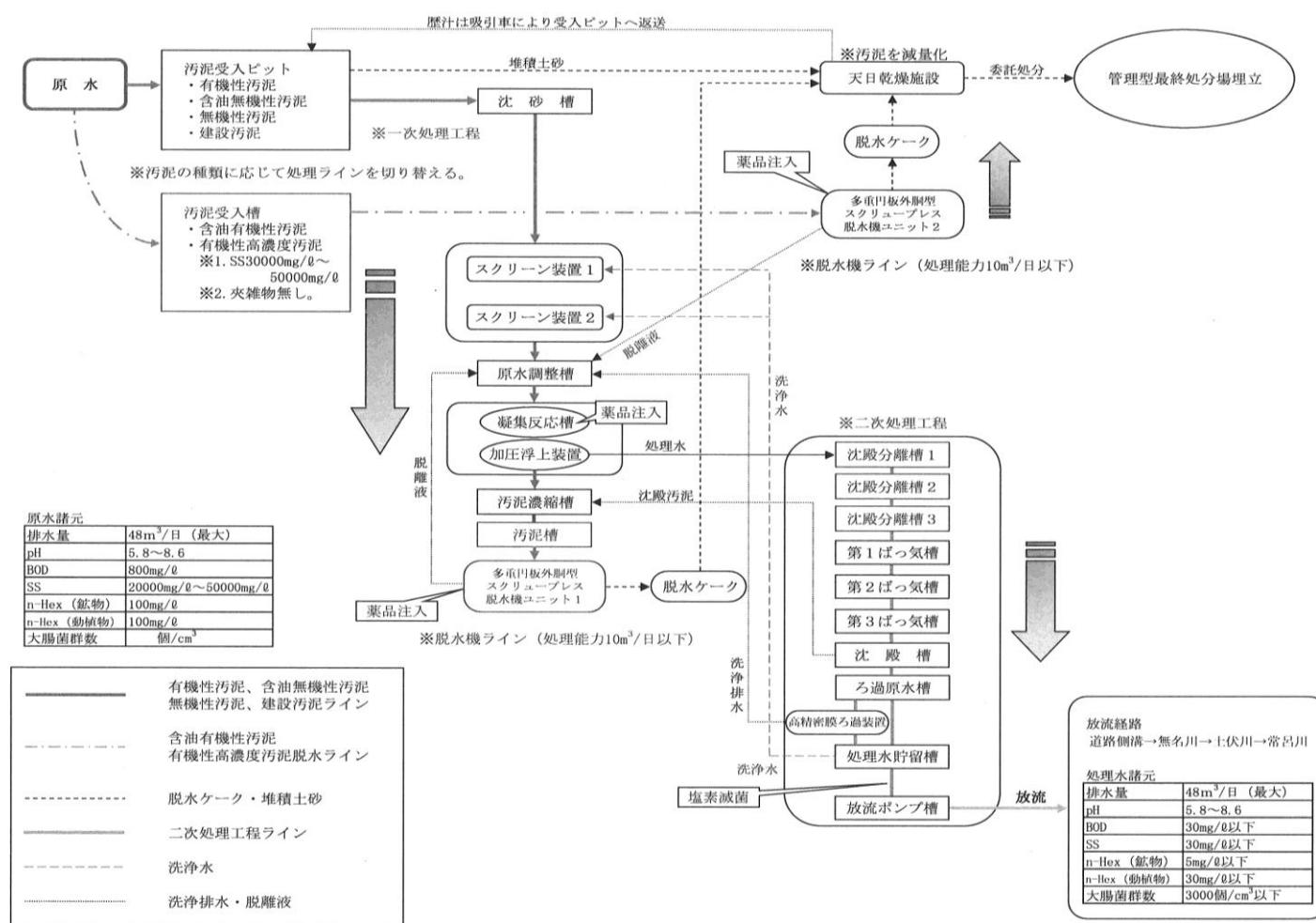
① 処分業

中間処理施設の種類	①汚泥の脱水施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	令和2年8月5日
設置場所	北見市小泉761番12
処理能力・稼動時間	8 m ³ /日 (8時間) • 1 m ³ /時間
処理方式	脱水
構造・設備の概要	多重円盤外胴型スクリュープレス脱水機
環境保全対策等	汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管

中間処理施設の種類	②汚泥の脱水施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	平成20年6月12日
設置場所	北見市小泉761番12、762番13
処理能力・稼動時間	8 m ³ /日 (8時間) • 1 m ³ /時間
処理方式	脱水
構造・設備の概要	多重円盤外胴型スクリュープレス脱水機
環境保全対策等	汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管

中間処理施設の種類	③汚泥の天日乾燥施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	平成20年4月16日
設置場所	北見市小泉761番1
処理能力・稼動時間	76.08 m ³ /日 (24時間) • 3.17 m ³ /時間
処理方式	天日乾燥
構造・設備の概要	地表水流入防止堰付、RC製土間
環境保全対策等	RC製土間による土壤汚染防止。

3. 处理施設フローシート (変更後)



水槽名	有効容量(m ³)
汚泥受入ピット	137.698
汚泥受入槽	15.960
沈砂槽	53.586
原水調整槽	74.250
汚泥濃縮槽	32.775
汚泥槽	15.960
沈殿分離槽 1	18.400
沈殿分離槽 2	15.000
沈殿分離槽 3	27.846
第1ばっ気槽	26.775
第2ばっ気槽	26.775
第3ばっ気槽	15.750
沈殿槽	11.025
ろ過原水槽	24.633
処理水貯留槽	20.240
放流ポンプ槽	5.520

(2) 处理実績

産業廃棄物中間処理

処理実績	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
汚泥	t	3,403.07	4,004.30	3,851.72
発泡スチロール	t	29.99	29.76	0

産業廃棄物収集運搬

処理実績	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
汚泥	t	2,475.93	3,267.83	3,156.67
廃プラスチック類	t	88.18	106.17	112.49
金属くず	t	25.74	23.67	16.98
電気機器	t	14.73	14.49	12.58
木くず	t	1.20	8.92	4.76
コンクリート及び陶器くず	t	1.10	3.09	1.76
ゴムくず	t	0.00	0.00	0.00
動植物性残さ	t	0.00	0.00	0.00
管理型混合物	t	98.87	102.15	97.89
繊維くず	t	0.00	0.00	0.00
石膏ボード	t	0.00	0.00	0.00
汚泥(特管)	t	0.00	0.00	0.00
廃油(特管)	t	0.00	0.00	0.00
廃酸(特管)	t	0.00	0.00	0.00
廃アルカリ(特管)	t	0.00	0.00	0.00

一般廃棄物収集運搬

処理実績	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業系一般廃棄物	t	3,261.96	3,363.47	3,331.95
一般廃棄物浄化槽等	m ³	1,148.90	1,027.90	1,079.70

(3) 産業廃棄物の汚泥の種類と処理料金

形状・性質 (含水率85%超)		単価
有機性	処理施設汚泥 (沈砂槽) ※ごみ混入なし	42,000 円
	処理施設汚泥 (沈殿・濃縮汚泥)	
	処理施設汚泥 (ばっ氣槽汚泥)	32,000 円
	下水道中継ポンプ場清掃汚泥	
	道路側溝清掃汚泥	
	道路縦断管清掃汚泥	
下水道 (新設) 管渠清掃汚泥	下水道管渠清掃汚泥	27,000 円
	下水道 (新設) 管渠清掃汚泥	
含油有機性	食肉加工場・水産加工場汚泥	42,000 円
	ビル雑排槽汚泥	34,000 円
	油水分離槽汚泥 (廃油不可)	
含油無機性	車輛整備工場・洗車場汚泥	32,000 円
	油水分離槽汚泥 (廃油不可)	
建設汚泥	舗装切断水汚泥	38,000 円
	推進工法汚泥	40,000 円

(4) 許認可一覧

業の種類：産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00100045587

取得年月日：令和3年2月27日

有効期限：令和10年2月26日

許可品目及び処理方法：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、ばいじん、水銀使用製品

業の種類：産業廃棄物処分業

許可区域：北海道

許可番号：00120045587

取得年月日：令和3年4月28日

有効期限：令和10年4月27日

許可品目及び処理方法：脱水（汚泥）
天日乾燥（汚泥）

業の種類：特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00150045587

取得年月日：令和4年4月25日

有効期限：令和11年4月24日

許可品目及び処理方法：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ

指定下水汚泥、汚泥及びこれらを処分するために処理したものの（有害物質（アルキル水銀、水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物））の基準を超えてるもの。
積替え及び保管は行わない。

(5) 事業計画

収集運搬業事業計画(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は昭和51年創業以来、一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、北見市を拠点にオホーツク地域で廃棄物処理業者としての責任において地域環境保全に努めてまいりました。平成9年には産業廃棄物処分業の許可を受け、産業廃棄物汚泥中間処理施設を開設し、産業廃棄物の総合処理業者として営業しております。また、平成22年11月にHES北海道環境マネジメントシステムスタンダード産業廃棄物処理業者用システム規格の認証を取得し、平成23年12月には優良産廃処理業者に係る基準適合を受けました。また、平成24年には特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し廃棄物の適正処理と環境保全に一層の努力をしております。

1. 廃プラスチック類について

北見市内及び近郊の事業所から排出される廃プラスチック類を産業廃棄物の廃プラスチック類として愛和産業株式会社・株式会社齊藤商店・株式会社アシストへ運搬する。

2. ゴムくずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるゴムくずを産業廃棄物のゴムくずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

3. 金属くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出される金属くずを産業廃棄物の金属くずとして愛和産業株式会社・株式会社齊藤商店へ運搬する。

4. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを産業廃棄物のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

5. がれき類について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出されるがれき類を産業廃棄物のがれき類として愛和産業株式会社へ運搬する。

6. 紙くずについて

北見市内及び近郊の印刷業より排出される紙くずを産業廃棄物の紙くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

7. 木くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される木くずを産業廃棄物の木くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

8. 繊維くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される繊維くずを、産業廃棄物の繊維くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

9. 動植物性残さについて

北見市内及び近郊の食料品製造業より排出される動植物性残さを、産業廃棄物の動植物性残さとして愛和産業株式会社・株式会社アシストへ運搬する。

10. 動物のふん尿について

北見市内及び近郊の畜産業より排出される動物のふん尿を、産業廃棄物の動物のふん尿として愛和産業株式会社へ運搬する。

11. 燃え殻について

北見市内及び近郊の熱供給業より排出される燃え殻を、産業廃棄物の燃え殻として愛和産業株式会社へ運搬する。

12. 汚泥について

北見市内及び近郊より排出される、下水道管渠清掃汚泥・下水道中継ポンプ場清掃汚泥・道路側溝清掃汚泥・生産工場排水施設汚泥・各分離槽清掃汚泥等を産業廃棄物の汚泥として株式会社エース・クリーンへ運搬し、脱水による中間処理を行い、愛和産業株式会社にて最終処分の委託処理を行う。

13. 鉱さいについて

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される鉱さいを、産業廃棄物の鉱さいとして愛和産業株式会社へ運搬する。

14. ばいじんについて

北見市内及び近郊の電気業より排出されるばいじんを、産業廃棄物のばいじんとして愛和産業株式会社へ運搬する。

15. 廃油について

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される廃油を、産業廃棄物の廃油として株式会社アシストへ運搬する。

16. 廃酸について

北海道内の化学工業より排出される廃酸を、産業廃棄物の廃酸として株式会社アシストへ運搬する。

17. 廃アルカリについて

北海道内の化学工業より排出される廃アルカリを、産業廃棄物の廃アルカリとして株式会社アシストへ運搬する。

18. 石綿含有産業廃棄物について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出される石綿含有産業廃棄物を産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物として愛和産業株式会社へ運搬する。

19. 水銀使用製品産業廃棄物について

北見市内及び近郊の事業所から排出される水銀使用製品産業廃棄物を産業廃棄物の水銀使用製品産業廃棄物として野村興産株式会社・株式会社リプロワークへ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地(処分場の 名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	3t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社齊藤商店 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
2	ゴムくず	3t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
3	金属くず	3t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社齊藤商店
4	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず	3t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
5	がれき類	3t/月	固形	北見市内及び近郊 の土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
6	紙くず	3t/月	固形	北見市内及び近郊 の印刷業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
7	木くず	10t/月	固形	北見市内及び近郊 の建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
8	繊維くず	10t/月	固形	北見市内及び近郊 の建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
9	動植物性残さ	10t/月	固形	北見市内及び近郊 の食料品製造業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
10	動物のふん尿	10t/月	液状	北見市内及び近郊 の畜産業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
11	燃え殻	10t/月	粉状	北見市内及び近郊 の熱供給業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
12	汚泥	300t/月	泥状	北見市内及び近郊 の下水道等事業所	積替え保管を行わない	北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
13	鉱さい	30t/月	固形	北見市内及び近郊 の自動車整備業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
14	ばいじん	10t/月	粉状	北見市内及び近郊 の電気業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社

15	廃油	10 t /月	液状	北見市内及び近郊の自動車整備業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
16	廃酸	10 t /月	液状	北海道内の化学工業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
17	廃アルカリ	10 t /月	液状	北海道内の化学工業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
18	石綿含有産業廃棄物	0.1 t /月	固形	北見市内及び近郊の土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
19	水銀使用製品 産業廃棄物	0.5 t /月	固形	北見市内及び近郊の事業所	積替え保管を行わない	北見留辺蘂町富士見217-1 野村興産株式会社 北見市豊田22番5 株式会社リプロワーク

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
① 日野	北見 800 は 129	清掃車	9,120	強力吸引車
② 三菱	北見 400 せ 5346	キャブオーバ	1,550	
③ 日野	北見 800 は 1161	塵芥車	3,500	塵芥車
④ 日野	北見 100 さ 5637	キャブオーバ	1,750	廃棄物運搬車
⑤ 日野	北見 100 さ 5668	キャブオーバ	3,400	資源ごみ
⑥ 日野	北見 100 は 1377	ダンプ	6,700	
⑦ 日野	北見 800 は 439	塵芥車	3,400	塵芥車
⑧ UD トラックス	北見 800 は 652	清掃車	7,800	強力吸引車
⑨ 日野	北見 100 さ 7247	キャブオーバ	2,000	資源ごみ
⑩ 日野	北見 800 は 769	塵芥車	3,750	塵芥車
⑪ 日野	北見 800 は 771	塵芥車	3,750	塵芥車
⑫ スズキ	北見 480 い 1047	キャブオーバ	350	軽トラック
⑬ いすゞ	北見 400 す 8184	バン	1,000	バン
⑭ 三菱	北見 100 は 2619	キャブオーバ	12,800	
⑮ 日野	北見 100 は 640	塵芥車	3,950	塵芥車
⑯ いすゞ	北見 800 は 1197	清掃車	8,600	清掃車
事務所の所在地	北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			
駐車場の所在地	北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	運搬容器等の名称
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ	鋼鉄製ドラム缶
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ	ポリエチレン容器
フレキシブル コンテナバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿 含有産業廃棄物の運搬	1 m ³	フレキシブル コンテナバッグ
鉄製ペール缶	汚泥の運搬	20ℓ	鉄製ペール缶
IBC 容器	廃酸、廃アルカリ	1,050ℓ	IBC 容器
廃蛍光灯回収プラダン箱	水銀使用製品産業廃棄物	105ℓ	廃蛍光灯回収 プラダン箱
(3) 積替え又は保管施設の概要			
積替え保管を行わない。			

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

①清掃車

汚泥、動物のふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ

- ・車両番号：北見 800 は 129
- ・車両番号：北見 800 は 652
- ・車両番号：北見 800 は 1197

塵芥車

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 800 は 769
- ・車両番号：北見 800 は 771
- ・車両番号：北見 800 は 439
- ・車両番号：北見 100 は 640
- ・車両番号：北見 800 は 1161

②キャブオーバー

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物

- ・車両番号：北見 800 は 5346
- ・車両番号：北見 100 さ 5637
- ・車両番号：北見 100 さ 5668
- ・車両番号：北見 100 さ 7247
- ・車両番号：北見 480 い 1047
- ・車両番号：北見 100 は 2619

③ダンプ

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 100 は 1377

④バン

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 400 す 8184

(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和7年3月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手		作業員	その他	合計
			うちP C B担当者				
6人	0人	7人	39人	0人	18人	0人	70人

収集運搬業事業計画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は産業廃棄物の収集運搬と処分業を営んでおります。業務の中で「有害物質含有」「揮発油類含有」「強酸・強アルカリ含有」の可能性のある廃棄物についての相談が時折あります。中には突発的な事故など急を要する場合でも、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有さないことを理由に、依頼を断る事がありました。今後、顧客のニーズを満たし満足度の高いサービスを提供する為にも、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得することにしました。

① 廃油について

道内近郊の洗濯洗浄施設及び電子部品製造業から排出される有害物質または融点70度以下の廃油や、突発的な事故により流出した灯油類及び軽油類を特別管理産業廃棄物の廃油として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

② 廃酸について

道内近郊の試験研究機関より排出される、pH2.0以下の強酸を、特別管理産業廃棄物の廃酸として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

③ 廃アルカリについて

道内近郊の試験研究機関より排出される、pH12.5以上の強アルカリを、特別管理産業廃棄物の廃アルカリとして野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

④ 汚泥について

北海道内の下水処理場より排出される指定下水汚泥や、無機化学工業製品製造業にて排出される有害汚泥を、特別管理産業廃棄物の汚泥として野村興産株式会社イトムカ鉱業所へ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又 はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地（処分場 の名称及び所在地）
① 廃油	1t/月	液状又 は泥状	北海道内 洗濯業 電子部品製造業	積替え保管を行わない	北見市留辺蘂町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
					野付郡別海町別海 14番 地の1 株式会社アシスト
② 廃酸	1t/月	泥状	北海道内 試験研究機関	積替え保管を行わない	北見市留辺蘂町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
					野付郡別海町別海 14番 地の1 株式会社アシスト
③ 廃アルカリ	1t/月	泥状	北海道内 試験研究機関	積替え保管を行わない	北見市留辺蘂町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
					野付郡別海町別海 14番 地の1 株式会社アシスト
④ 汚泥	1t/月	泥状	北海道内下水処理場 無機化学工業製品製 造業	積替え保管を行わない	北見市留辺蘂町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所

備 考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
① UD トラックス	北見 800 は 652	清掃車	7,800	
② 日野	北見 800 は 129	清掃車	9,120	
③ 日野	北見 100 さ 5637	キャブオーバ	1,750	
④ いすゞ	北見 400 す 8184	バン	1,000	
⑤ 軽トラック	北見 480 い 1047	キャブオーバ	350	
⑥ いすゞ	北見 800 は 1197	清掃車	8,600	
⑦				
⑧				
⑨				
事務所の所在地	北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			
駐車場の所在地	北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			
(2) その他の運搬施設の概要				
運搬容器等の名称	用途	容量	備考	
鋼鉄製 ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ		
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ		
(3) 積替え又は保管施設の概要				
積替え保管を行わない。				

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

① 車両の名称：UD トラックス

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

・車両番号：北見 800 は 652

② 車両の名称：日野

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

・車両番号：北見 800 は 129

③ 車両の名称：日野

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

・車両番号：北見 100 さ 5637

④ 車両の名称：いすゞ

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

・車両番号：北見 400 す 8184

⑤ 車両の名称：スズキ

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

・車両番号：北見 480 い 1047

⑥ 車両の名称：いすゞ

収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

・車両番号：北見 800 は 1197

(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8 時から 17 時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和7年3月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手 うちP C B 担当者	作業員	その他	合計
6人	0人	7人	39人	0人	18人	0人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

①飛散防止対策

運搬車両容器のひび・破損の確認を事前に行うとともに、密閉状況の確認を十分に行い運搬時の飛散防止に努める。

②悪臭、騒音、振動対策

運搬車両は、定期的に洗車・清掃を行い清潔にする。また、悪路の走行に際しては、徐行運転に務め粉塵の発生防止を図る。

③揮発油類、灯油類及び軽油類の収集運搬に係わる対策

揮発油類、灯油類及び軽油類が含まれる汚泥を取扱う場合、消火器を所持し運搬中火気厳禁とする。また、北見地区消防組合より頂いた意見書の指示に従い安全確保に努める。

④その他安全対策

特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混載すると有害ガスなどを発生する恐れがある為、原則として混載は行わないものとする。また、運搬後は必ず洗浄作業を行う事とする。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

積替え保管を行わない。

(3) その他

①環境マネージメントについて

HES北海道環境マネジメントシステムスタンダードを運用し、環境負荷を低減する取組を継続して行う。

②安全管理について

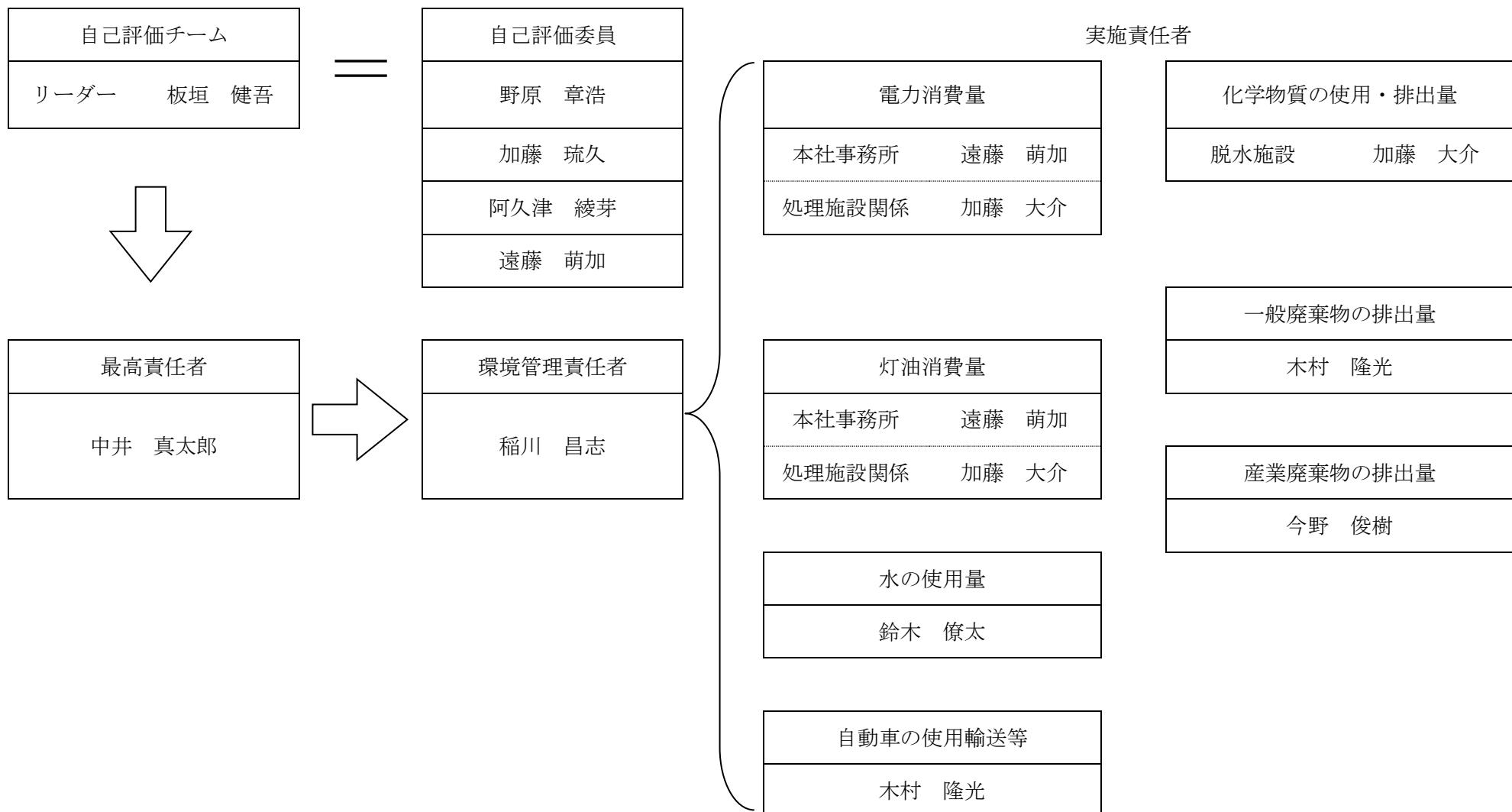
安全管理者を設置し、安全管理体制を構築する。

③従業員教育について

年1回以上、安全大会を実施すると共に不定期に安全ミーティングを開催し、従業員へ事故防止を促すことで環境保全に務める。

環境改善活動の取組体制

別図－2 「環境マネジメントシステム体制図」



3. 環境に関する基本方針

環境に関する基本方針

< 基本理念 >

株式会社エース・クリーンは、事業運営と地球環境の保全両立し、住み良い北海道の地域社会を実現するために、全組織を挙げて環境改善活動に取り組みます。

< 方針 >

株式会社エース・クリーンは、産業廃棄物の収集運搬、処分業及びそれに関するサービスの提供により発生する環境影響を低減するために、次の方針に基づき、環境改善活動を推進します。

1. 当社の活動及びサービスが関わる環境への影響を常に認識し、全事業所において環境マネジメントシステムを継続的に改善し、汚染の予防にも努めます。

2. 環境に関連する法的及び当社が同意するその他の要求事項を順守します。

3. 当社の活動及びサービスが関わる環境影響要因のうち、以下の項目を環境改善活動の重点テーマとして取組みます。

(1) エネルギー（電気・石油類）使用量の削減

(2) 廃棄物排出量の削減

(3) 水使用量の削減

(4) 化学物質使用量の削減

(5) 受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目

4. この環境に関する基本方針は、全従業員が理解し、行動出来るよう周知徹底とともに、社外にも公表します。

5. 地域密着型の環境保全活動に積極的に参画します。

この環境に関する基本方針を達成し、環境パフォーマンスを向上させるために、環境目標を設定し、当社の全従業員をあげて、環境改善活動を展開するとともに、定期的に見直しを実施します。

2021年4月1日 制定

株式会社エース・クリーン

代表取締役 中井 真太郎

4. 環境目標

項目	基準年度	環境目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
電力消費量 本社事務所 【責任者】 遠藤 萌加	電力消費量 19,622 kW/年 (13,343 kg CO2/年) ※基準年令和4年度 CO2 排出係数 0.680 (北海道電力)	基準年度を維持する。 本社事務所 19,622kW/年 (13,343 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 19,622kW/年 (13,343 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 19,622kW/年 (13,343 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
電力消費量 処理施設関係 【責任者】 加藤 大介	電力消費量 85,352 kW/年 (58,039 kg CO2/年) ※基準年令和3年度 CO2 排出係数 0.680 (北海道電力)	基準年度から 2 %削減する。 処理施設関係 83,645kW/年 (56,878 kg CO2/年)	基準年度から 3 %削減する。 処理施設関係 82,791kW/年 (56,297 kg CO2/年)	基準年度から 4 %削減する。 処理施設関係 81,938kW/年 (55,717 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
灯油消費量 本社事務所 【責任者】 遠藤 萌加	灯油消費量 5,197 ℥/年 (12,950 kg CO2/年) ※基準年令和4年度 CO2 排出係数 36.7 × 0.0679	基準年度を維持する。 本社事務所 5,197 ℥/年 (12,950 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 5,197 ℥/年 (12,950 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 5,197 ℥/年 (12,950 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
灯油消費量 処理施設関係 【責任者】 加藤 大介	灯油消費量 18,553 ℥/年 (46,232 kg CO2/年) ※基準年令和4年度 CO2 排出係数 36.7 × 0.0679	基準年度を維持する。 処理施設関係 18,553 ℥/年 (46,232 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 処理施設関係 18,553 ℥/年 (46,232 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 処理施設関係 18,553 ℥/年 (46,232 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
水の使用量 【責任者】 鈴木 僚太	地下水使用量 539 t/年 ※基準年令和3年度	基準年度を維持する。 539 t/年	基準年度を維持する。 539 t/年	基準年度を維持する。 539 t/年
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照

自動車の使用 輸送等	車両の燃費 3.49 km/ℓ	基準年度から2%向上する。 3.56 km/ℓ	基準年度から3%向上する。 3.59 km/ℓ	基準年度から4%向上する。 3.63 km/ℓ
	※基準年令和3年度 —	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
化学物質の 使用量 脱水施設	放流水の水質分析 薬品使用量の管理 ※維持項目	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
産業廃棄物の 排出量 【責任者】 今野 俊樹	産業廃棄物排出量 (汚泥を含まない) 3.31 t/年 ※基準年令和4年度	基準年度を維持する。 3.31 t/年	基準年度を維持する。 3.31 t/年	基準年度を維持する。 3.31 t/年
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照

5. 環境活動計画（施策内容）

○電力消費量（本社事務所）

冷房時の室温設定を28°Cにし、クールビズ運動に積極的に取り組む。
使用していないパソコンのシャットダウンを徹底する。
西側窓の採光を季節により調節し、室温の最適化を図る。
照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。
照明器具のLED化を図る。
CO₂の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

○電力消費量（処理施設関係）

照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。
低電力の脱水機を優先して使用する。
施設内の水銀灯及び蛍光灯のLED化を図る。
CO₂の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

○灯油消費量（本社事務所）

床暖房器具をタイマー及びサーモ運転を行い、室温の最適化を図る。
冬季間であっても節気により温度設定を調整し、灯油消費量の削減に努める。
太陽光を有効活用し、室温の最適化を図る。
CO₂排出量削減の意識を向上させる為、ウォームビズに関する教育実施を行う。

○灯油消費量（処理施設関係）

暖房設備の温度管理を行う。
断熱加工する要素がある場所は、断熱処理を行う。
CO₂の排出量削減の知識を向上させる為、教育資料を使い教育実施を本社と同時に
行う。

○水の使用量

節水洗車の確立。

- スプレーガン洗車と併用して、ブラシやスポンジを使用する。
- 月初に朝礼で水使用量を報告し、節水の意識を高める。

水道メーターの確認を行う。
使用量が不自然に増加した場合、漏水等の調査を実施する。
環境教育として、洗車場の利用方法や節水洗車の方法を周知徹底する。

○自動車の使用輸送等

アイドリングストップ。
日常点検・定期点検整備の励行。
最適なエンジン回転での走行。
過積載の防止。
上記の項目を含む環境教育として環境エネルギー庁から発信されている、エコドライブ推進マニュアルの資料を回覧し周知する。

○化学物質の使用量（脱水施設）

定期的な水質分析の実施（1回／月）。

脱水業務で使用した薬品量の把握。

運転管理日報の作成。

環境教育の一環として、中間処理施設の処理方法の見学会を実施。

○産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の分別を徹底する。

汚泥脱水施設の最終処分汚泥量を削減する。

自社排出分の管理型混合物の排出量を削減する。

環境教育として、産業廃棄物の種類の知識を向上させる為の資料を回覧する。

6. 環境目標の実績（令和6年度）

環境改善活動	具体的施策	目標値	実績値	評価
1. 省エネルギー 電力消費量の実績値把握 (本社事務所) CO2排出係数 0.680(北海道電力)	不在時の照明・パソコンの消灯。	19,622 kW/年 (13,343 kg CO2/年)	15,536kW/年 (10,564kgCO2/年)	A
1. 省エネルギー 電力消費量の実績値把握 (処理施設関係) CO2排出係数 0.680(北海道電力)	不必要的機械運転の停止。	83,645 kW/年 (56,878 kg CO2/年)	61,106kW/年 (41,552kgCO2/年)	A
2. 省エネルギー 基準年度を維持する。 (本社事務所)	暖房の最適化。	5,197 ℥/年 (12,950 kg CO2/年)	3,845ℓ/年 (9,574kgCO2/年)	A
2. 省エネルギー 基準年度を維持する。 (処理施設関係)	暖房の最適化。	18,553ℓ/年 (46,232 kg CO2/年)	15,403ℓ/年 (38,353kgCO2/年)	A
3. 自動車の使用輸送等 燃費を2%向上する。	アイドリングストップと車両整備の徹底。	3.56 km/ℓ	3.54 km/ℓ	B
4. 水の使用量 基準年度を維持する。	節水洗車 水道メーターの確認	539 t/年	505 t/年	A
5. 化学物質の使用量 性状に合わせた添加量の最適化と薬品の保管・管理の徹底。	1回/月の水質分析。	pH:5.8から8.6 BOD:30 mg/ℓ以下 SS: 30 mg/ℓ以下 大腸菌群数: 3000 個/cm ³ 以下	同左	A
6. 産業廃棄物の排出量 自社排出分の産業廃棄物排出量を削減する。	産業廃棄物の分別や排出についての適正管理を実施する。	3.31 t/年	6.93 t/年	C

令和6年度 CO2排出量: 631,561 kg-CO2 (対前年比 118.13%)

※評価基準 A: 達成率 100%以上

B: 達成率 90%から 100%

C: 達成率 90%未満

7. 環境改善活動の評価と課題、次年度の計画

○電気消費量（本社事務所）

令和6年度は、消費電力が少なく、節電の取り組みが反映された結果となった。

令和7年度も継続した活動に期待したい。

○電気消費量（処理施設関係）

令和6年度は、消費電力が少なく、節電の取り組みが反映された結果となった。

令和7年度も継続した活動に期待したい。

○灯油消費量（本社事務所）

令和6年度は、10月から12月にかけて目標値を上回る結果となった。例年よりも早く寒波が到来したことにより、暖房の使用開始時期が早まった為、灯油の使用量が増加したと考える。ただし、年間を通じた数値を確認すると、目標値と比較して削減が達成されている為、現状の方針を維持する。

○灯油消費量（処理施設関係）

令和6年度は、10月から12月にかけて目標値を上回る結果となった。本社事務所と同様に、例年よりも早く寒波が到来したことにより、暖房の使用開始時期が早まったのと、暖房機を増設したため灯油の使用量が増えてしまった。適切な位置での暖房機配置を周知した結果1月～3月は目標値より削減できた。次年度からも適切な位置での暖房機配置をするよう周知する。

○水の使用量

令和6年度は、10月から12月にかけて目標値を上回る結果となった。中間処理施設に設置されている水槽の工事を実施していたことが主な要因で、工事に伴い水の流れの確認や関連作業を行ったため、一時的に使用量が増加した。

ただし、年間を通じた数値を確認すると、目標値と比較して削減が達成されている為、現状の方針を維持する。

○自動車の使用輸送等

令和6年度においては、7月から9月、および10月から12月にかけて、目標値を上回る結果となった。7月から9月にかけては、例年よりも湿度が高い状況が続いた為、熱中症予防の観点からエアコンの使用頻度が増加した。また、10月から12月にかけては、例年よりも早く寒波が到来したことにより、暖気運転の回数が増加し、それが燃費の低下に繋がったと考えられる。

次年度からは、出発前に車内の窓を開けて熱を逃がし、冷房効率の向上を図るとともに、エアコンフィルターの定期的な清掃を実施する。また、環境エネルギー庁が発信する「エコドライブ推進マニュアル」を、3ヶ月に1度社内で回覧し、朝礼や車両整備協力会などの場を活用してエコドライブの重要性について声掛けを行うことで、社内への周知徹底を図る。

○化学物質の使用量（脱水施設）

令和6年度も安定した水質分析結果であった。今後も良好な水質保持するよう促した。次年度の脱水施設での化学物質の使用はこれまでの活動を継続したい。

○産業廃棄物の排出量

令和6年度は、4月から6月、および10月から12月にかけて、目標値を上回る結果となった。要因として、他企業や学校関係の視察が増加し、施設内や事務所内の清掃を例年よりも重点的に実施し、廃品等の処分を行ったことが影響したと考える。次年度からは、備品管理を徹底し、必要な物品のみを在庫として保有するよう周知徹底を図る。

・令和6年度のポイント

本社事務所の灯油使用量、処理施設における灯油使用量、水の使用量の3項目については、一部の期間において目標値を上回る結果となりました。しかしながら、年間を通しては目標値を下回る数値を達成しており、次年度においても引き続き活動改善手順書に記載されている対策を継続し、各期間においても目標値を超過しないよう取り組んでまいります。

一方で、産業廃棄物の排出量および自動車の使用輸送等の2項目については、年間を通じて目標値を上回る結果となりました。これらの要因につきましては前述の通りですが、産業廃棄物の排出抑制に向けては、定期的な清掃の実施および不要な備品を保有しないことを徹底し、排出量の抑制に努めてまいります。

また、自動車の使用輸送等に関しては、環境エネルギー庁が発信する「エコドライブ推進マニュアル」を、3ヶ月に1度社内で回覧し、朝礼や車両整備協力会などの場を活用してエコドライブの重要性について声掛けを行うことで、社内への周知徹底を図ります。

なお、その他の項目については、年間を通して排出抑制が達成されており、今後もこの現状を維持できるよう努めてまいります。

8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項

当社の事業活動に該当する環境に関する法的及び当社が同意するその他の要求事項については、遵守状況を定期的に確認した結果、違反は無かった。内容は下表に示す。また、利害関係者からの指摘・訴訟等も無かった。

法律等の名称	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、令、規則	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（北海道）	○
産業廃棄物の保管施設のガイドライン（北海道）	○
北見市との公害防止協定	○
北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例	○
一般高圧ガス保安規則	○
計量法	○
電気事業法	○
浄化槽法	○
北見地区消防組合火災予防条例	○
道路運送車両の保安基準	○
フロン排出抑制法	○
自動車リサイクル法（リース満了後買取車対象）	○
容器包装リサイクル法	○
北海道循環型社会推進条例	○

9. 代表者の見直し評価

昨年度、不適合および是正が必要であった項目は「産業廃棄物の排出量」と「自動車の使用輸送等」である。

産業廃棄物の排出については、今年度も継続して不要資産を計画的に処理し、構内の美化に努めていく必要がある。廃棄物の排出量が増加する事が予想されるが、適切に分別を行い、リサイクルを推進し、埋め立て処分量を削減する事で環境への意識を高めるよう周知していただきたい。

自動車の使用輸送等については、季節変動の影響で燃費が低下しているとの報告であったが、各車両担当者へのエコドライブの周知が足りないように思う。今年度は、朝礼などの場を活用し、各車両担当責任者のみならず、全社員へエコドライブの重要性を共有していただきたい。